

第 110 期 中 間 決 算 公 告

平成 22 年 12 月 24 日

住 所 宮崎市広島 2 丁目 1 番 3 1 号

株式会社 宮 崎 太 陽 銀 行

取締役頭取 宮 田 穂 積

中 間 貸 借 対 照 表 (平成 22 年 9 月 30 日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	10,689	預 金	538,139
コーポレーション	37,400	借 用 金	1,013
買入金銭債権	472	社 債	1,000
有価証券	110,658	そ の 他 負 債	1,817
貸 出 金	400,834	未 払 法 人 税 等	49
そ の 他 資 産	1,430	リ ー ス 債 務	42
有形固定資産	14,182	資 産 除 去 債 務	11
無形固定資産	368	そ の 他 の 負 債	1,714
繰延税金資産	4,749	退 職 給 付 引 当 金	1,813
支払承諾見返	1,076	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	281
貸倒引当金	9,327	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	240
		偶 発 損 失 引 当 金	65
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,423
		支 払 承 諾	1,076
		負 債 の 部 合 計	546,870
		(純資産の部)	
		資 本 金	12,252
		資 本 剰 余 金	10,844
		資 本 準 備 金	10,844
		利 益 剰 余 金	2,174
		利 益 準 備 金	26
		そ の 他 利 益 剰 余 金	2,148
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,148
		自 己 株 式	114
		株 主 資 本 合 計	25,158
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,019
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,528
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	508
		純 資 産 の 部 合 計	25,666
資 産 の 部 合 計	572,537	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	572,537

中間損益計算書 (平成22年4月 1日 から
平成22年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		6,887
資金運用収益	5,628	
(うち貸出金利息)	(5,002)	
(うち有価証券利息配当金)	(598)	
役務取引等収益	876	
その他業務収益	264	
その他経常収益	118	
経 常 費 用		5,424
資金調達費用	480	
(うち預金利息)	(444)	
役務取引等費用	561	
その他業務費用	38	
営業経費	4,212	
その他経常費用	130	
経 常 利 益		1,462
特 別 利 益		10
特 別 損 失		15
税引前中間純利益		1,457
法人税、住民税及び事業税	10	
法人税等調整額	444	
法人税等合計		454
中 間 純 利 益		1,002

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については中間決算期末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、債券については中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～50年

その他 5年～6年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）

に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 10,403 百万円であります。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。なお、当中間期はその支給額を合理的に見積もることが困難なため、費用処理しておりません。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

なお、会計基準変更時差異（1,202 百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴う負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

預金、貸出金の一部につき、金利リスクの回避の手段として、金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理及び繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理につきましては特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代え、また繰延ヘッジにつきましては個別に有効性の判定を行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当中間期から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第 18 号平成 20 年 3 月 31 日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 21 号平成 20 年 3 月 31 日)を適用しております。

これにより、経常利益は 0 百万円減少し、税引前中間純利益は 10 百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は 11 百万円であります。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 340 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 848 百万円、延滞債権額は 15,613 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 6 百万円であります。

なお 3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 2,025 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 18,493 百万円であります。

なお上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 3,637 百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 364 百万円

担保資産に対応する債務

預金 482 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 8,382 百万円及び預け金 3 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 108 百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、12,212 百万

円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが12,136百万円、1年超のものが75百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 6,660百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,000百万円が含まれております。
12. 社債は、劣後特約付社債1,000百万円であります。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,640百万円であります。
14. 1株当たりの純資産額 236円31銭
15. 国内基準に係る単体自己資本比率 9.19%

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額43百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 16円86銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 9円32銭

（有価証券関係）

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（平成 22 年 9 月 30 日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸 借対照表計上 額を超えるも の	社債	695	719	24
	外国証券	232	484	252
	小計	927	1,204	277
時価が中間貸 借対照表計上 額を超えない もの	社債	1,440	1,434	5
	外国証券	6,500	5,785	714
	小計	7,940	7,219	720
合計		8,867	8,424	443

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成 22 年 9 月 30 日現在）

	中間貸借対照表計 上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	-	-	-
関連法人等株式	-	-	-
合計	-	-	-

（注）時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	中間貸借対照表 計上額(百万円)
子会社・子法人等株式 及び出資金	340
関連法人等株式	-
合計	340

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

3. その他有価証券（平成 22 年 9 月 30 日現在）

	種類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
	株式	1,746	1,521	225
	債券	75,571	74,025	1,545

中間貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えるも の	国債	33,338	32,464	873
	地方債	7,550	7,457	93
	社債	34,682	34,104	577
	外国証券	2,914	2,900	14
	その他	504	499	4
	小計	80,735	78,946	1,788
中間貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えない もの	株式	8,743	11,123	2,380
	債券	4,210	4,218	7
	国債	992	996	4
	地方債	687	689	1
	社債	2,530	2,532	1
	外国証券	1,874	2,000	125
	その他	5,130	6,134	1,004
小計	19,959	23,476	3,517	
合計	100,694	102,423	1,728	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表 計上額(百万円)
株式	538
その他	689
合計	1,228

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(注) 1 . 中間貸借対照表計上額は、株式及び受益証券については当中間決算期末前 1 ヶ月の市場価格等の平均に基づく時価、債券については、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

(税効果関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	6,223 百万円
退職給付引当金	740
減価償却費	101

有価証券評価損	2,149
其他有価証券評価差額金	730
その他	<u>961</u>
繰延税金資産小計	10,908
評価性引当額	<u>6,158</u>
繰延税金資産合計	4,749
繰延税金負債	-
繰延税金資産の純額	<u>4,749</u> 百万円

中間連結貸借対照表 (平成22年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	10,791	預 金	537,133
コールローン及び買入手形	37,400	借 用 金	1,413
買入金銭債権	472	社 債	1,000
有価証券	110,718	そ の 他 負 債	2,171
貸 出 金	395,960	退 職 給 付 引 当 金	1,823
リース債権及びリース投資資産	4,074	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	281
そ の 他 資 産	2,370	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	240
有 形 固 定 資 産	14,330	偶 発 損 失 引 当 金	65
無 形 固 定 資 産	391	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,423
繰 延 税 金 資 産	4,830	支 払 承 諾	1,094
支 払 承 諾 見 返	1,094	負 債 の 部 合 計	546,647
貸 倒 引 当 金	9,508	(純資産の部)	
		資 本 金	12,252
		資 本 剰 余 金	10,844
		利 益 剰 余 金	2,305
		自 己 株 式	116
		株 主 資 本 合 計	25,287
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,020
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		土 地 再 評 価 差 額 金	1,528
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	507
		少 数 株 主 持 分	484
		純 資 産 の 部 合 計	26,279
資 産 の 部 合 計	572,926	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	572,926

中間連結損益計算書

平成22年4月 1日から
平成22年9月30日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	7,895
資 金 運 用 収 益	5,593
(うち貸出金利息)	(4,963)
(うち有価証券利息配当金)	(601)
役 務 取 引 等 収 益	903
そ の 他 業 務 収 益	1,288
そ の 他 経 常 収 益	110
経 常 費 用	6,338
資 金 調 達 費 用	482
(うち預金利息)	(444)
役 務 取 引 等 費 用	556
そ の 他 業 務 費 用	1,017
営 業 経 費	4,188
そ の 他 経 常 費 用	93
経 常 利 益	1,557
特 別 利 益	10
特 別 損 失	15
税金等調整前中間純利益	1,551
法人税、住民税及び事業税	12
法人税等調整額	481
法人税等合計	494
少数株主損益調整前中間純利益	1,057
少数株主利益	50
中間純利益	1,007

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 3社

会社名

株式会社 宮崎太陽ビジネスサービス

株式会社 宮崎太陽リース

株式会社 宮崎太陽キャピタル

非連結の子会社及び子法人等

みやざき太陽チャレンジファンド投資事業有限責任組合

J A I C - みやざき太陽1号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

持分法適用の関連法人等

該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

みやざき太陽チャレンジファンド投資事業有限責任組合

J A I C - みやざき太陽1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の関連法人等

該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 3社

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社出資金については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については中間連結決算期末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、債券については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～50年

その他 5年～6年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 10,403 百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。なお、当中間連結会計期間はその支給額を合理的に見積もることが困難なため、費用処理しておりません。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異（1,202 百万円）については、15 年による按分額を費用処

理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に伴う負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

当行は預金、貸出金の一部につき、金利リスクの回避の手段として、金利スワップ取引を行っており、金利スワップの特例処理及び繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、ヘッジの有効性の評価につきましては、特例処理につきましては特例処理の要件の判定をもって有効性の判定に代え、また繰延ヘッジにつきましては個別に有効性の判定を行っております。

(14) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、経常利益は0百万円減少し、税金等調整前中間純利益は10百万円減少してお

ります。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は11百万円であります。

表示方法の変更

(中間連結損益計算書関係)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第5号平成21年3月24日)の適用により、当中間連結会計期間では、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額(連結子会社及び連結子法人等の株式(及び出資金)を除く) 330百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は852百万円、延滞債権額は15,855百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は6百万円であります。
なお3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,025百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は18,739百万円であります。
なお上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,637百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 364 百万円

担保資産に対応する債務

預金 482 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 8,382 百万円及び預け金 3 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 108 百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、12,003 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 11,927 百万円、1 年超のものが 75 百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税法に基づいて、合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 6,852 百万円

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 1,000 百万円が含まれております。

12. 社債は、劣後特約付社債 1,000 百万円であります。

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 1,640 百万円であります。

14. 1 株当たりの純資産額 238 円 76 銭

15. 国内基準に係る連結自己資本比率 9.36%

(中間連結損益計算書関係)

1. 1株当たり中間純利益金額 16円95銭
2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 9円36銭

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

また、借入金、外国為替及び社債については総資産に対する割合が低く、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借対 照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	10,791	10,791	-
(2) コールローン及び買入手形	37,400	37,400	-
(3) 買入金銭債権	472	472,	-
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	8,867	8,424	443
その他有価証券	100,281	100,281	-
(5) 貸出金	395,960		
貸倒引当金(*1)	9,425		
	386,534	397,904	11,369
(6) リース債権及びリース投資資産	4,074	4,445	371
資産計	548,422	559,719	11,297
(1) 預金	537,133	538,373	1,240
負債計	537,133	538,373	1,240
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(0)	(0)	-
デリバティブ取引計	(0)	(0)	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間(3ヶ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権については、ブローカーから提示された価格によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、当該債権の信用リスク区分に応じたデフォルト率、保全率等を勘案した元利金キャッシュ・フローをリスク・フリー・レートで割り引いた現在価値を時価としております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引き続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」は598百万円増加、「繰延税金資産」は241百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は357百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、ブローカーから入手した理論価格としております。当該価格は、国債の将来の各利払い及び償還時のキャッシュ・フローをフォワードレートで割り引いた現在価値(コンベクシティ調整後)と変動利付国債に係るゼロ・フロア・オプション価値の合計であり、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。一方、固定金利によるものは、貸出金債権ごとに、当該債権の信用リスク区分に応じたデフォルト率、保全率等を勘案した元利金キャッシュ・フローをリスク・フリー・レートで割り引いた現在価値を時価としております。なお、残存期間が短期間(3ヶ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることが

ら、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(6) リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産は、リース債権及びリース投資資産ごとに、当該債権の信用リスク区分に応じたデフォルト率を勘案した元利金キャッシュ・フローをリスク・フリー・レートで割り引いた現在価値を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定してしております。なお、預入期間が短期間（3ヶ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）であり、取引所の価格、割引現在価値により算出した価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5)其他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	中間連結貸借対照表計上額
非上場株式（*1）	547
組合出資金（*2）	1,021
合計	1,568

（*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（*2）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」が含まれております。

1. 満期保有目的の債券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	社債	695	719	24
	外国証券	232	484	252
	小計	927	1,204	277
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	社債	1,440	1,434	5
	外国証券	6,500	5,785	714
	小計	7,940	7,219	720
合計		8,867	8,424	443

2. その他有価証券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,746	1,521	225
	債券	75,571	74,025	1,545
	国債	33,338	32,464	873
	地方債	7,550	7,457	93
	社債	34,682	34,104	577
	外国証券	2,914	2,900	14
	その他	504	499	4
	小計	80,735	78,946	1,788
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	8,743	11,123	2,380
	債券	4,270	4,278	8
	国債	992	996	4
	地方債	687	689	1
	社債	2,590	2,592	2
	外国証券	1,874	2,000	125

ないもの	その他	5,130	6,134	1,004
	小計	20,018	23,536	3,518
合計		100,754	102,483	1,729